令和７年度

深川市　支給認定申請及び教育・保育施設等の入所のご案内

健康・子ども課子育て支援係

（電話　26-2237）

**１　支給認定制度について**

　新制度の幼稚園・保育所・認定こども園等の利用を希望する場合は、居住する市町村から支給認定証の交付を受けることとなっております。

　支給認定は住民票のある市町村でないと受けられません。他市町村ですでに支給認定を受けている場合でも、転入された場合は、再度深川市で支給認定を受けていただく必要があります。

　**１）支給認定の区分**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定区分 | 対象者 | 利用可能施設 |
| １号認定  | お子さんが満３歳以上で**教育**のみを希望される方 | 幼稚園（新制度移行）認定こども園 |
| ２号認定 | お子さんが満３歳以上で、**保育**の必要な事由に該当し、**保育**を希望される方 | 保育所認定こども園 |
| ３号認定 | お子さんが満３歳未満で、**保育**の必要な事由に該当し、**保育**を希望される方 | 保育所認定こども園、小規模保育等 |

　※ １号認定は、申請時点の年齢が満３歳以上で対象となります。

　※ ２・３号認定は、申請時期に関係なく令和７年４月１日現在の年齢となります。

　**２）保育の必要な事由、保育を受けられる時間**

　　認定区分の２号認定、３号認定の「保育の必要な事由」は下記のとおりです。

　　また、利用できる保育時間は、保護者の就労時間等により区分されます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 保育の必要な事由 | 保育標準時間利用１１時間／日利用可能 | 保育短時間利用８時間／日利用可能 |
| １ | 月４８時間以上の就労 | 月120時間以上の就労 | 月120時間未満の就労 |
| ２ | 産前産後 | 全ての方 | 該当なし |
| ３ | 保護者の疾病、障がい | 全ての方 | 該当なし |
| ４ | 親族の介護、看護 | 時間に応じて | 時間に応じて |
| ５ | 災害復旧 | 全ての方 | 時間に応じて |
| ６ | 求職活動（起業準備を含む） | 該当なし | 全ての方 |
| ７ | 就学・職業訓練 | 時間に応じて | 時間に応じて |
| ８ | 虐待、ＤＶ | 全ての方 | 該当なし |
| ９ | 育児休業中の継続利用 | 該当なし | 全ての方 |

**３）支給認定の有効期間**

　　支給認定証には有効期間が定められています。それぞれの有効期間は下記のとおりとなります。（支給認定証に記載されます。）

|  |  |
| --- | --- |
| 認定区分 | 有効期間 |
| １号認定 | 小学校に就学するまでの期間 |
| ２号認定 | 小学校に就学するまでの期間 |
| ３号認定 | 満３歳になる日の前々日までの期間 |

※ ３号認定の児童が満３歳になる際は、市が２号認定への変更を行います。

※ 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、その時点までとなります。

　　次の場合は、有効期間が変わります。

|  |  |
| --- | --- |
|  変更・限定される例 | 期　間 |
| 就労時間に変更が生じた場合 | 変更が生じた月の月末 |
| 出産の場合 | 産前２カ月以内、産後は出産日から起算して８週間を経過する日の翌日の月末 |
| 介護、看護等が必要でなくなった場合 | 変更が生じた月の月末 |
| 求職活動中の場合 | 60日以内（ひとり親世帯等は90日以内） |
| 就学中の場合 | 卒業又は終了する月の月末 |
| 虐待やＤＶのおそれがなくなった場合 | おそれがなくなった月の月末 |
| 育児休業を取得する場合 | 出産日から起算して１年後の月の月末 |

**２　支給認定の申請方法**

　支給認定の申請及び４月１日からの市内保育所の利用申請（継続を含む）をされる場合、次の手順に従って手続きをしてください。「支給認定申請書兼保育の利用申請書」を提出していただくことにより、支給認定と保育所利用申し込みが一度で完了します。

また、市外の施設の利用を希望される場合でも、支給認定の申請が必要です。

　**１）受付期間と受付場所**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定区分 | 受付期間 | 回収・受付場所 |
| **１号認定**幼稚園（新制度移行）認定こども園（教育部分） | １２月２日（月）～１２月２７日（金）以降は、随時 | 受付：幼稚園（新制度移行）各認定こども園 |
| **２号・３号認定**保育所認定こども園（保育認定） | １２月２日（月）～１２月２７日（金）以降は、随時 | 回収：各保育所各認定こども園受付：健康・子ども課 |

**２）「保育の必要な事由」を確認するために必要な書類**

|  |  |
| --- | --- |
| 保育の必要な事由 | 必要な書類 |
| 就労（予定を含む） | ・就労（予定）証明書・自営業等従事申出書 |
| 出産予定 | ・母子健康手帳の写し（母氏名と分娩予定日の記載のページ） |
| 保護者の疾病・障がい | ・診断書（家庭での保育が困難な旨が記載されていること）・身体障害者手帳等の写し |
| 親族の介護・看護 | ・介護、看護の状況等がわかる書類 |
| 災害復旧 | ・罹災証明書等災害の状況がわかる書類 |
| 求職活動（起業準備を含む） | ・求職活動・起業準備状況申出書 |
| 就学（職業訓練校等を含む） | ・在学証明書、授業時間のわかる書類 |
| 虐待やＤＶのおそれがある | ・児童相談所等の証明書・ＤＶ被害者の保護に関する証明書等 |
| 育児休業中 | ・就労証明書（育児休業の期間が記載されていること） |
| その他 | ・市が必要と認める書類 |

　**３）支給認定による施設利用料（保育料）を決定するための書類**

　　新制度では、保育料は保護者の市民税の税額によって決定されます。（申請書に記載の同意により、マイナンバー制度の情報連携を活用し、市民税の課税状況等を確認させていただきます。）

　　※ 令和６年度の市民税が未確定の方は、申告を済ませてください。

　　※ 支給認定申請にあたりマイナンバーの記入が必要となります。

　**４）支給認定証の発行**

　　支給認定申請にともない申請内容を審査し、認定区分を決定した上で、支給認定証を交付します。

　　※ ４月利用開始の場合は、支給認定事務が集中し、審査等に時間を要するため、締切日までに提出された申請については、１月末までに決定します。

　**５）その他**

　　　利用申請書を記入する際は、ボールペン等をご使用ください。（消えるペンは使用しないでください。）また、スタンプ印（シャチハタ等）は使用しないでください。

支給認定に係る内容（就労状況等）に変更が生じた場合は、速やかに変更申請をしてください。

**３　市内認可施設・事業所一覧**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称（園名） | 受入年齢 | 所在地・電話番号 | 保育時間 | 定員（2,3号） | 定員（1号） |
| 新中央保育園 | 生後6ヵ月から | 6条11番1号TEL　34-6011 | (平日及び土曜)7：30～18：45 | ９０人 | － |
| 納内保育園 | 生後6ヵ月から | 納内町北1番86号TEL　24-2846 | (平日及び土曜)　8：00～18：00 | ２０人 | － |
| たどし認定こども園かぜっこ | 生後6ヵ月から | 多度志630番地TEL　27-2750 | (平日及び土曜)　7：45～18：00 | １０人 | １５人 |
| 認定こども園深川あけぼの保育園 | 生後2ヵ月から | あけぼの町17番6号TEL　23-4430 | (平日及び土曜)　　7：30～18：00 | ３０人 | ５人 |
| わかば認定こども園 | 生後2ヵ月から | あけぼの町11番50号TEL　22-5085 | (平日及び土曜)　7：45～18：00 | １８人 | ２人 |
| 深川西町保育所 | 生後6ヵ月から | 西町22番14号TEL　22-7881 | (平日及び土曜)7：30～18：00 | ５０人 | － |
| 北光保育園 | 生後6ヵ月から | 北光町2丁目12番38号TEL　22-3567 | (平日及び土曜)7：45～18：00 | ６０人 | － |
| 音江中央保育園 | 生後6ヵ月から | 音江町2丁目11番41号TEL　25-2252 | (平日及び土曜)7：45～18：00 | ３０人 | － |
| 深川幼稚園 | 満3歳から | 文光町17番6号TEL　22-3027 | (平日のみ)　8：30～14：00 | － | １５人 |
| 深川めぐみ幼稚園 | 満3歳から | 8条15番8号TEL　22-6883 | (平日)　8：30～14：30(土曜)　 預かり保育有り | － | ６０人 |
| 事業所内保育施設いちご | 生後6ヵ月から3歳まで | 4条12番6号TEL　23-0575 | (平日のみ)　8：00～17：30 | 地域枠若干名 | － |

**４　保育所入所の決定について**

　　保育所の入所は、２号認定または３号認定を受けられたお子さんが対象で、書類審査及び必要に応じて家庭の状況等をお聞きし、入所承諾をします。

　　※ 第一希望の保育所に必ず入所できるとは限りません。あらかじめご了承ください。

　　※ 入所希望者が定員を超えた場合は、入所選考基準により入所児童を決定します。

**５　保育料について**

　⑴　保育料は、児童の年齢及び世帯の課税額（市民税額）によって決定します。

４月～８月の保育料は前年度の市民税額、９月～３月の保育料は当該年度の市民税額によって決定します。そのため、年度途中で保育料は変更される場合があります。

　⑵　令和７年度の保育料については、決定次第お知らせします。